

第2章 調査方法

2.1 水質調査：周縁地下水等、放流水（処理水）、浸出水（原水）

1) 採水方法

バケツ又はバイラーサンプラー等を使用して採水した。



2) 分析項目

採取した試料を「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関わる技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に則り、各項目の分析を実施した。周縁地下水等水質調査の分析項目は表 2-1 に、放流水（処理水）の分析項目表 2-2 に、浸出水（原水）の分析項目は表 2-3 示す。

表 2-1 周縁地下水等水質調査の分析項目

	地下水等検査項目	測定方法
1	アルキル水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表3
2	総水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表2
3	カドミウム	日本産業規格 K0102 55.4
4	鉛	日本産業規格 K0102 54
5	六価クロム	日本産業規格 K0102 65.2
6	ヒ素	日本産業規格 K0102 61.4
7	全シアン	日本産業規格 K0102 38.3
8	ポリ塩化ビフェニル	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表4
9	トリクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
10	テトラクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
11	ジクロロメタン	日本産業規格 K0125 5.1
12	四塩化炭素	日本産業規格 K0125 5.1
13	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
14	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
15	1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
16	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
17	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
18	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格 K0125 5.1
19	チウラム	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表5
20	シマジン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表6の第1
21	チオベンカルブ	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表6の第1
22	ベンゼン	日本産業規格 K0125 5.1
23	セレン	日本産業規格 K0102 67.4
24	1,4-ジオキサン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表8
25	塩化ビニルモノマー	平成9年3月環境庁告示第10号
26	ダイオキシン類	平成11年12月総理府令第67号ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

表 2-2 放流水（処理水）の分析項目※

	放流水(処理水)検査項目	測定方法
1	アルキル水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表3
2	総水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表2
3	カドミウム	日本産業規格 K0102 55.4
4	鉛	日本産業規格 K0102 54
5	有機燐化合物	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表1
6	六価クロム	日本産業規格 K0102 65.2
7	ヒ素	日本産業規格 K0102 61.4
8	全シアン	日本産業規格 K0102 38.3
9	ポリ塩化ビフェニル	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表4
10	トリクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
11	テトラクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
12	ジクロロメタン	日本産業規格 K0125 5.1
13	四塩化炭素	日本産業規格 K0125 5.1
14	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
15	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
16	1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
17	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
18	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
19	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格 K0125 5.1
20	チウラム	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表5
21	シマジン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表6の第1
22	チオベンカルブ	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表6の第1
23	ベンゼン	日本産業規格 K0125 5.1
24	セレン	日本産業規格 K0102 67.4
25	1,4-ジオキサン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表8
26	ホウ素及びその化合物	日本産業規格 K0102 47.4
27	フッ素及びその化合物	日本産業規格 K0102 34.1
28	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	日本産業規格 K0102 42及び43
29	ダイオキシン類	平成11年12月総理府令第67号ダイオキシン類対策特別措置法施行規則
30	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表4
31	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表4
32	フェノール類含有量	日本産業規格 K0102 28.1
33	銅含有量	日本産業規格 K0102 52.4
34	亜鉛含有量	日本産業規格 K0102 53
35	溶解性鉄	日本産業規格 K0102 57.4
36	溶解性マンガン	日本産業規格 K0102 56.4
37	クロム含有	日本産業規格 K0102 65.1
38	大腸菌群数	下昭和三十三年厚生省・建設省令第一号 別表第1

※他業務で実施

表 2-3 浸出水（原水）の分析項目

	浸出水(原水)検査項目	測定方法
1	アルキル水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表3
2	総水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表2
3	カドミウム	日本産業規格 K0102 55.4
4	鉛	日本産業規格 K0102 54
5	有機燐化合物	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表1
6	六価クロム	日本産業規格 K0102 65.2
7	ヒ素	日本産業規格 K0102 61.4
8	全シアン	日本産業規格 K0102 38.3
9	ポリ塩化ビフェニル	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表4
10	トリクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
11	テトラクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
12	ジクロロメタン	日本産業規格 K0125 5.1
13	四塩化炭素	日本産業規格 K0125 5.1
14	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
15	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
16	1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1
17	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
18	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1
19	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格 K0125 5.1
20	チウラム	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表5
21	シマジン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表6の第1
22	チオベンカルブ	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表6の第1
23	ベンゼン	日本産業規格 K0125 5.1
24	セレン	日本産業規格 K0102 67.4
25	1,4-ジオキサン	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表8
26	ホウ素及びその化合物	日本産業規格 K0102 47.4
27	フッ素及びその化合物	日本産業規格 K0102 34.1
28	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	日本産業規格 K0102 42及び43
29	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表4
30	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表4
31	フェノール類含有量	日本産業規格 K0102 28.1
32	銅含有量	日本産業規格 K0102 52.2 3 4 5
33	亜鉛含有量	日本産業規格 K0102 53
34	溶解性鉄	日本産業規格 K0102 57.2 3 4
35	溶解性マンガン	日本産業規格 K0102 56.2 3 4 5
36	クロム含有	日本産業規格 K0102 65.1
37	大腸菌群数	下昭和三十七年厚生省・建設省令第一号 別表第1